



# 神奈川県税務署からのお知らせ



【問合せ先】神奈川県税務署 〒222-8550 港北区大豆戸町 528 番 5 Tel.045 (544) 0141 (代表)

※ お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税

## 申告書作成会場の開設日程

開設期間	会場所在地	時間
<b>平成31年2月18日(月) ~</b> <b>3月15日(金)</b> (土、日を除く) ただし、2月24日、3月3日の日曜日は開場します。	神奈川県税務署 港北区大豆戸町 528 番 5	<b>【提出】</b> 8時30分から17時まで  <b>【相談】</b> 9時15分から17時まで 受付は <b>16時まで</b>

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成・相談会場はありません。
- 平成 29 年分の確定申告から、医療費領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。  
(領収書の提出は不要となりました。)
- マイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。
- 税務署の駐車場は狭いため、お車での来署はご遠慮ください。
- 平成 31 年 1 月以降、自宅から申告書を e-Tax で送信するためには、次の 2 つの方法があります。
  - ① **ID・パスワード方式 (ID (利用者識別番号) とパスワード (暗証番号) を利用)**  
 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」で利用できます。なお、税務署で事前手続きが必要です。
  - ② マイナンバーカード方式 (マイナンバーカードと IC カードリーダライタを使用)

平成 30 年分の申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税  
平成 31 年 3 月 15 日 (金)

消費税及び地方消費税  
平成 31 年 4 月 1 日 (月)

## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

期間	会場	所在地	時間
2月4日(月) ～ 2月6日(水)	神奈川区役所 (受付)本館3階 第1会議室	神奈川区広台太田町 3-8	9時30分～15時 〔12時～13時は 昼休憩です。〕
2月7日(木) ～ 2月8日(金)	日吉本町西町会いきいき会館 (受付)会館2階 ※上履きをご持参ください。 〔昨年とは会場が変わりました。〕 グリーンライン日吉本町駅直結	港北区日吉本町 5-3-1	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- 相談会場には駐車場がありませんので、お車での来場はご遠慮ください。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)



## 平成31年1月から「e-Tax」がより便利に！

平成31年1月から、マイナンバーカードがなくても、ご自宅から「e-Tax」による申告ができるようになりました。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、「ID」と「パスワード」を利用して、e-Taxにより申告ができます（源泉徴収票などの添付書類の提出が不要）。なお、所得税の確定申告書はスマートフォンやタブレット端末でも作成できます。

※ 税務署で事前に「ID」と「パスワード」の発行手続きが必要です。

## 「ふるさと納税」の申告、忘れずに！

確定申告書を提出する際、ふるさと納税（ワンストップ特例を申請した寄附金）がある場合は、併せて申告する必要がありますので、ご注意ください。

## 医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。（領収書の提出は不要となりました。）

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。  
（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
  - ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※ 1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）又は②の写しを添付してください。
  - ※ 2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。



## 平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減対象品目の取扱いがない事業者の方や、免税事業者の方も、制度に対応するための準備が必要となる場合があります。

軽減税率制度に関するご相談（消費税軽減税率電話相談センター）

専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）